平成２３年（フ）第５４３９号
大阪府枚方市長尾西町１丁目28番７―112号
債務者　髙宮　紗織
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２７号
大阪市平野区加美北４丁目３番35号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮北４丁目８番12号
債務者　松本こと　申　　景敏
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８４号
大阪府東大阪市豊浦町３番26―508号
債務者　山里　美和
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８１号
大阪府豊中市曽根東町１丁目10番３―108号
債務者　菅波　弘惠
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０８号
大阪府東大阪市善根寺町４丁目９番35号
債務者　三浦　　純
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５３号
大阪市平野区平野南２丁目９番31号　ヴィラ日建305
債務者　三ツ川景子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―806号
債務者　三井　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９８５号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目３番58号　グリーンフォレストⅡ202号
債務者　内藤　友子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０３１号
大阪府吹田市岸部北４丁目２番14号
債務者　岡本　暁美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４０号
大阪市西淀川区野里２丁目９番12―903号
債務者　山岡　直子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４８号
大阪府門真市垣内町16番３号
債務者　野口　雄司
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３２号
大阪市浪速区大国３丁目７番９―805号
債務者　小倉　省吾
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３３号
大阪市中央区中寺１丁目４番25号
債務者　原田　洋三
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３６号
大阪市淀川区木川東１丁目５番29号　ジュネス西中島401号
債務者　三好　誠大
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１６１号
大阪府東大阪市日下町４丁目４番52号
債務者　平田美加子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８６号
大阪市都島区都島本通２丁目８番20号
債務者　中村　辰也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８９号
大阪府門真市北岸和田２丁目８番５―105号
債務者　中西　広子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９４号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目21番８号
債務者　法嶋よし子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部